

各務原市接遇研修業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

- (1) 事業名 各務原市接遇研修業務委託
- (2) 事業内容 「各務原市接遇研修業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 事業費の上限額 374,061 円（消費税及び地方消費税込み）

2. 参加資格の要件

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 他自治体において、同様の研修を受託した実績があること。

3. 提案内容

- (1) 研修の特長
 - ・受託事業者または講師予定者が持つ接遇に関するノウハウ、考え方、実績
 - ・他自治体における接遇研修の実績や満足度 等
- (2) 研修の具体的なプログラム
 - ・仕様書に示した研修目的・対象者・研修の内容等を踏まえること
- (3) 講師予定者
 - ・講師予定者の職業や職種、経験、講師実績等を記載すること。個人名の記載は任意とする

4. 提出書類

- ・公募型プロポーザル方式参加表明書
- ・企画提案書 10部（正本1部、副本9部）
- ・見積書 1部

5. 提出場所・方法・期限

- ・提出場所 各務原市役所3階 市長公室 人事課
- ・提出方法 郵送又は持参
- ・提出期限
 - 公募型プロポーザル方式参加表明書 令和7年1月20日午後5時まで（持参・郵送とも）
 - 企画提案書、見積書 令和7年1月23日午後5時まで（持参・郵送とも）

6. 実施要領に対する質問及び回答

・質問期限及び方法

令和7年1月14日午後3時までに下記の送付先へメールにて提出すること（件名は、「各務原市接遇研修業務委託に関する質問 ●●社」とすること）。

・回答及び方法

令和7年1月16日に各務原市公式ウェブサイト上に公開する。

・送付先

shokuin@city.kakamigahara.gifu.jp

7. 提案の審査等について

審査は企画提案書提出後、次の通り書面にて実施する。

（1）審査にあたっての質疑

評価委員から出された質疑に対する回答の提出を求める。

質疑の送付、回答はともに電子メールにより行う。

（2）提案の審査

評価委員会において、提出された企画提案書、価格、質疑に対する回答を総合的に評価する。

なお、詳細は、プロポーザル参加意思表明者に対し、改めてメールで連絡を行う。

8. 評価及び選定結果について

（1）評価について

別表の評価基準に基づき、本事業に関して設置する評価委員会にて評価を行う。

評価委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない提案者は選外とする。

（2）選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

9. 日程

令和7年1月14日（火）午後3時	： 質問書提出期限
令和7年1月16日（木）	： 質問に対する回答
令和7年1月20日（月）午後5時	： 公募型プロポーザル方式参加表明書提出期限
令和7年1月23日（木）午後5時	： 企画提案書提出期限
令和7年1月下旬（別途通知）	： 評価委員からの質疑送付
令和7年1月下旬	： 質疑に対する回答提出
令和7年2月上旬	： 評価委員会での書面による評価
令和7年2月上旬	： 評価結果の通知
令和7年2月中旬	： 契約締結

10. 契約事項

（1）契約については、提案採用者と企画提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、事業費については1の（4）で示した上限額を超えることはない。

- (2) 「1 1. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 1. 資格喪失

- (1) 企画提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「1 0. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

1 2. その他

- ・提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- ・提出された書類一式は、提案の採用結果に関わらず返却しない。
- ・提出された書類について、各務原市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

1 3. 担当連絡先

各務原市役所 市長公室 人事課 担当：瀬川、福井
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69
TEL 058-383-1450
メール shokuin@city.kakamigahara.gifu.jp

評価基準

以下の各評価内容について評価を付け、この評価にあらかじめ定める配点比率を乗じて評価点を出し、各評価委員の評価点の合計で算出する。

評価項目	評価内容	配点比率	評価	評価点
研修内容	受託事業者または講師予定者が持つノウハウや専門性を発揮した内容となっているか	5	5	25
	実践的であり、業務に活用できる内容となっているか	5	5	25
	研修技法の工夫など、受講者の主体的な参加が期待できる内容となっているか	4	5	20
受託者・講師	接遇研修に関して、豊富な研修実績を有しているか	2	5	10
	受託事業者または講師予定者が高品質な接遇を行うという一般的な認知度・期待値があり、受講者が積極的に参加できるか	2	5	10
事業費	業務内容に対し、見積金額が妥当であるか	2	5	10
合計				100

※評価

5：特に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る